

赤磐市新型インフルエンザ等対策行動計画 (改定版)

令和8年6月

赤磐市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定版）目次

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	1
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	1
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	1
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	2
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	5
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	8
第5節 対策推進のための役割分担	12
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	15
第1節 市行動計画における対策項目等	15
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	16
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	17
第1章 実施体制	17
第1節 準備期	17
第2節 初動期	18
第3節 対応期	19
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期	24
第3節 対応期	25
第3章 まん延防止	26
第1節 準備期	26
第2節 初動期	27
第3節 対応期	28
第4章 ワクチン	29
第1節 準備期	29
第2節 初動期	33
第3節 対応期	35
第5章 保健	37
第1節 準備期	37
第2節 初動期	38
第3節 対応期	39
第6章 物資	40
第1節 準備期	40
第2節 初動期	40

第3節 対応期	40
第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保	41
第1節 準備期	41
第2節 初動期	42
第3節 対応期	43
用語集	45

は じ め に

平成 25(2013)年 4 月、国は、新型インフルエンザ及び全国的大流行にまん延の恐れのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という。)を施行しました。また、感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じて行動できるようにするための指針として、同年に新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)を策定しました。令和元(2019)年 12 月以降、全世界にパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症の対応では、国を挙げて新たに保健・医療分野の取組やまん延防止対策を検討しながら、病原体の変異や次々と変化する事象に対し、3 年超にわたり取組を進めてきました。この新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国は令和 6(2024)年 7 月に政府行動計画を全面的に改定しました。国の改定に伴い、岡山県も令和 7(2025)年 1 月に岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を全面的に改定しています。

本市では、平成 21(2009)年 10 月、政府行動計画及び県行動計画との整合性を保ちながら、市民の健康を守り、安全・安心を確保することを目的として「赤磐市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成 22 年 2 月及び平成 24 年 11 月に改定しました。その後、政府行動計画及び県行動計画の改定を受けて、平成 26 年 11 月に「赤磐市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を策定しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、社会・経済活動が大きく制限され、市民の生活は一変しました。このような新型コロナウイルス感染症対策での経験を踏まえ、中長期的に感染拡大と収束を繰り返す感染症を含め、幅広い呼吸器感染症に対応できるように、市行動計画を改定することとしました。

改定した市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、市内の感染を可能な限り抑制し、市民の皆さまの生命及び健康、市民生活や市民経済に及ぼす影響を最小限に抑えます。

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

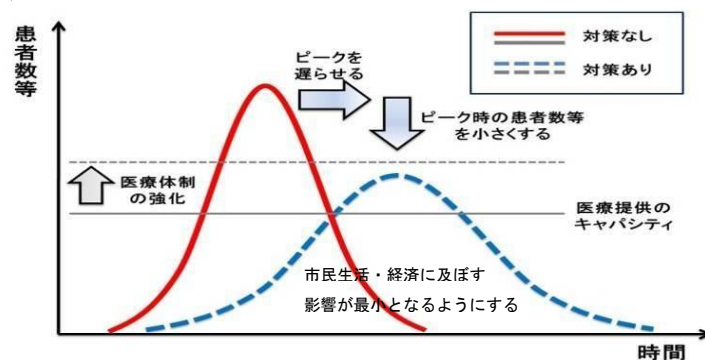
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命、健康、生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等は、長期的には市民の多くが患うおそれがあり、患者の発生が一定の期間に偏った場合は、医療提供体制のキャパシティを超える可能性がある。そのため、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ② 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減し、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ① 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ② 地域での感染対策等により、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。
 - ③ 業務継続計画（BCP）の作成・実施等により、医療の提供業務又は市民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈 対策の効果 概念図 〉



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画において、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。（具体的な対策については、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階（準備期）では、市民に対する啓発や市・企業による業務継続計画（BCP）等の策定、DXの推進や人材育成、医師会等との連携、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。

- 県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした様々な対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピー

ドを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

- 県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、県、市町村、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び社会経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、県や国と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、

日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット、換気等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）については、特措法の対象ではないが、発生した場合等は、市の関係部署は県と連携し、情報提供・共有、予防・まん延防止に取り組む。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の「1 有事のシナリオの考え方」も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう表1のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

表1 各期のシナリオ

時期		シナリオ
初動期 (A)		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置（特措法第15条）されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間 ・ 感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期 (B)	政府対策本部、岡山県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）の設置（特措法第22条）後、県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階 ・ 病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)	感染の封じ込めが困難な場合 ・ 知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。ワクチン接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう接種体制を構築する。
	特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する時期 (D)	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制及び感染対策）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要なとなる対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」（C-2）については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（D）を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市、県又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制の確立を可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

- （１）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

- （２）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。また、全庁的な対応を進める。

- （３）関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

- （４）医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

- （５）負担軽減や情報の有効活用、国と県、市町村の連携等のためのDXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と県、市町村の連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国と県、市町村との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市

民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（１）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

（２）医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には岡山県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）及び岡山県保健医療計画（以下「保健医療計画」という。）に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

（３）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。併せて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

（４）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

（５）市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せ

るようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受ける社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

赤磐市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部や県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制の整備等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の

際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

3 市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また市は、市民に最も近い行政機関として、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画（BCP）の策定及び岡山県感染症対策委員会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

5 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

7 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

8 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

1 市行動計画における主な対策項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的を達成するために、以下の7項目を主な対策項目とする。各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の3つの視点は、市行動計画における複数の対策に共通して考慮すべき事項である。

1 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取り組みを行うことが必要である。

2 関係機関との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国、県、医師会、医療機関、社会福祉施設等との連携が重要である。平時から、関係機関との意見交換や情報共有を行い、新型インフルエンザ等の発生時に実施する対策に適切に反映することが重要である。

3 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できる。

各取組の推進においては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮し、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 実施体制の整備

新型インフルエンザ等に対しては、その病原性が高く感染力が強い場合は、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼし、地域全体の社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため市は、新型インフルエンザ等が発生する前から、関係部署が連携し、横断的な会議の開催等を通じて事前準備の進捗状況を確認し、庁内一体となり総合的かつ効果的な対策を推進する。また、市は、県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施に協力する。

2 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

3 市行動計画等の作成及び体制強化

- (1) 市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保を行うとともに、有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- (3) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

4 国及び地方公共団体等の連携の強化

- (1) 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (2) 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関との情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

2 節 初動期

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- （１）国が政府対策本部を設置した場合及び県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- （２）市は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

（1）職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、県を通じて国に対し、職員の派遣を要請する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ③ 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

（2）必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

2 緊急事態措置の検討等について

（1）緊急事態宣言の手続

市は、国による新型インフルエンザ等緊急事態宣言（特措法第32条）がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

（1）対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

赤磐市新型インフルエンザ等対策実施体制

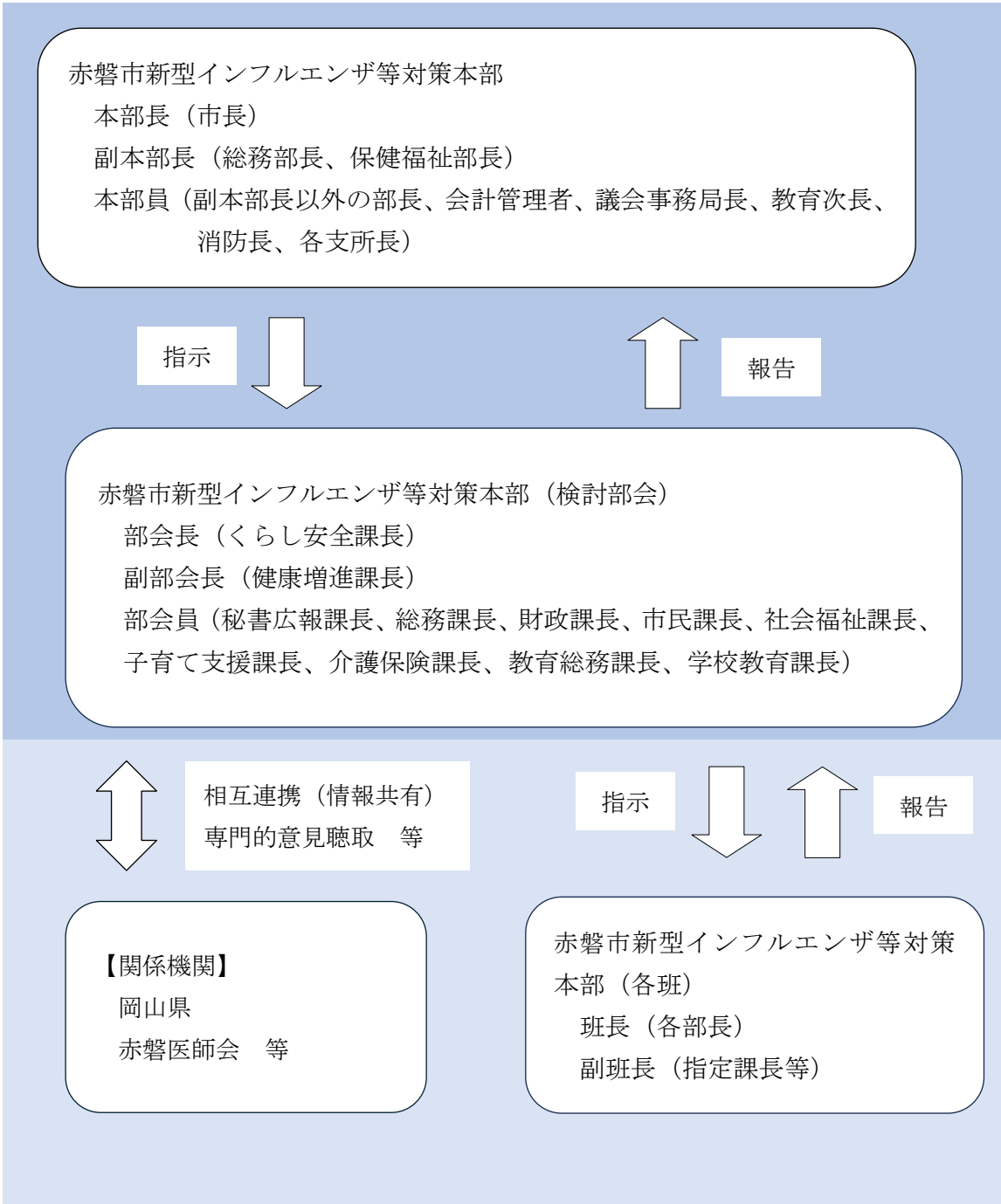


表2 赤磐市新型インフルエンザ等対策における所掌事務

共通	① 関係機関及び関係団体等との情報の共有に関する事 ② 所管する集客施設等に対する情報提供及びまん延防止に関する事 ③ 国内発生早期以降における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関する事 ④ 職場内での感染防止対策及び情報の共有に関する事 ⑤ 職場内での感染防止対策の実施に関する事 ⑥ 市内発生期～大規模流行期における市業務の維持継続に関する事
議会事務局	① 他の部課の応援に関する事
監査事務局	① 他の部課の応援に関する事
会計課	① 他の部課の応援に関する事
総合政策部	① 市民への情報提供に関する事 ② 報道機関への情報提供に関する事
総務部	① 市対策本部会議に関する事 ② 県対策本部との連携に関する事 ③ 発生動向の情報収集・提供に関する事 ④ 庁舎におけるまん延防止対策に関する事 ⑤ 市業務の維持（職員の健康管理を含む。）の総括に関する事 ⑥ 自衛隊派遣依頼及び受け入れに関する事 ⑦ 職員の動員調整に関する事
財務部	① 緊急器材・用品の調達等に関する事 ② 関係経費の収支に関する事 ③ 生活必需品及び食糧の確保に関する事（主） ④ 要援護者等に対する生活支援等に関する事（副）
市民生活部	① 県の要請によるサーベイランス事業への協力に関する事 ② 市民の社会活動制限の周知等に関する事 ③ 市民への情報提供に関する事 ④ 大規模流行期における火葬能力の維持・増強について、県や関係施設との連携に関する事 ⑤ 大規模流行期における遺体安置所の確保等に関する事 ⑥ 市内発生期～大規模流行期におけるゴミ収集（委託）業務の維持に関する事 ⑦ 市内発生期～大規模流行期におけるし尿処理（委託）業務の維持に関する事

保健福祉部	① 「岡山県新型インフルエンザ等地域対策連絡会議」との連携に関する こと ② 市民への新型インフルエンザ等に関する予防・相談窓口・医療機関等 の情報提供に関すること ③ 相談窓口の設置・運営に関すること ④ 発生動向の情報収集に関すること ⑤ 岡山県備前保健所・岡山県保健医療部との連携により、国・県から提 供される情報の収集並びに関係部署への情報提供に関すること ⑥ 県の要請によるサーベイランス事業への協力に関すること ⑦ 新型インフルエンザ等に関する正しい知識・個人防御策及び咳エチ ケット等の普及啓発に関すること ⑧ プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチン接種の協力等 に関すること ⑨ 所管施設の通所者・入所者の健康状態及び施設での発生状況の把握 に関すること ⑩ 公共施設等における療養体制の整備に関すること ⑪ 要援護者等に対する生活支援等に関すること（主） ⑫ 休園措置及び応急復旧に関すること ⑬ 保育園との連絡調整に関すること
産業振興部	① 岡山県鳥インフルエンザ対策本部、岡山県岡山家畜保健衛生所及び 岡山県備前県民局との連携に関すること ② 鳥インフルエンザ発生動向の情報収集に関すること ③ 家きん飼育者（学校・家庭を含む。）に対する防疫に関すること ④ 生活必需品及び食糧の確保に関すること（副）
建設事業部	① 市営住宅入居者の新型インフルエンザ等（疑い症例も含む。）発生状 況の把握に関すること ② 輸送体制の確保に関すること ③ 飲料水の確保に関すること ④ 市内発生期～大規模流行期における上下水道業務の維持に関するこ と
教育委員会	① 幼稚園、小中学校における感染対策に関すること ② 児童・生徒等の健康観察及び感染状況の把握に関すること ③ 学校行事の中止等に関すること ④ 幼稚園、小中学校の休校等に関すること

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

新型インフルエンザ等が発生した際には、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、情報の提供・共有方法等について整理し、あらかじめ定める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

市は、市民が感染症危機に対する理解を深めるために必要な情報提供・共有を行い、有用な情報源として認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

また、市は国からの要請を受けてのコールセンター等の設置をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

2 新型インフルエンザ等の呼吸器感染症における予防の認識の共有

予防的対策として、発生前においても新型インフルエンザ等の呼吸器感染症における予防及びまん延防止に関する情報や、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があり、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、認識の共有を図る。

3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンターを設置する準備を進める。

第2節 初動期

1 情報提供・共有について

市は、国、県及び他の市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行うため、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有とともに市民からの相談受付等を実施する。

また、市民が必要な情報や正しい情報を入手できるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けてコールセンター等を設置し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

3 偏見・差別等への対応

提供する情報は、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。感染症に対する不安を軽減し、偏見や差別を防止するとともに、感染症対策の妨げにならないよう適切に情報提供・共有する。

第3節 対応期

1 情報提供・共有について

市は、市民に対して必要な情報提供、相談受付等を継続する。

2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続して設置する。

3 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

初期段階では、封じ込めを念頭に感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際に、市民の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため丁寧な説明に努める。

感染拡大防止措置等が見直された場合は、従前からの変更点や変更理由を含め、科学的知見等に基づく内容を分かりやすく情報提供・共有する。

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止策への協力を得るとともに、当該施策による社会的影響を緩和するため、県と連携して、市民や事業者の理解促進に取り組む。

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- (1) 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知啓発を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するために市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

- (2) 市、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

- (3) 市は、県が行うまん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止策への理解と協力が得られるよう、事前に周知啓発を行う。

第2節 初動期

1 市内でのまん延防止対策の準備

- (1) 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
- (2) 市民に対して、換気の徹底、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みの回避等、基本的な感染対策の実施を促す。

また、県が新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染防止措置（健康観察、外出自粛の要請など）を行う場合には、市として必要に応じて協力を行う。さらに、不要不急の外出自粛要請等が発出された際には、市民および事業者に対して迅速かつ的確に周知を図る。

- (3) 地域や職場における感染対策については、国内の発生初期段階から、個人向けの対策に加え、周知・啓発を行う。
- (4) ハイリスク者が集まる施設等におけるクラスター発生を抑制するため、流行初期の感染拡大防止対策を実施する。
- (5) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されている場合には、県が施設の使用制限等の要請を行う際、市は、その実施に協力する。
- (6) 市が管理する施設の閉鎖等は、対策本部会議において決定する。

第3節 対応期

1 市内でのまん延防止対策

(1) 市は、県と連携して、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

(2) 学校、社会福祉施設、高齢者支援施設等の人が集まる場所では、集団感染が発生しやすいことから、各担当部局と連携してまん延防止対策を実施する。

学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

また、市立小・中学校においては、必要に応じて、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況に鑑み適切に行う。

社会福祉施設、高齢者支援施設等における感染拡大の防止及び業務の継続について、担当課、県・保健所等と連携して対策を講じる。

(3) まん延防止対策は、個人対策や地域対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や状況の変化に応じて、対策の決定・拡大・縮小・中止を行う。

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、準備期から必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

第1節 準備期

1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、表3を参考に、接種を実施する場合に速やかに資材を確保するため、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行う。

表3 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

2 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たり、随時事業者を把握するほか、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

3 接種体制の構築

（1）接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

（2）特定接種

- ① 市は、国が定める基準に該当する事業者の登録業務に協力する。
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する地方自治体を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

（3）住民接種

迅速な予防接種等を実現するため、平時から次の①から③までの準備を行う。

- ① 市は、国等の協力を得ながら、市民が速やかにワクチンを接種できる体制を構築する。
- ② 次の事項について、医師会等と連携の上、検討を行うとともに、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう検討する。
 - ・接種対象者数（表4参照）
 - ・人員体制の確保
 - ・医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - ・接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - ・接種に必要な資材等の確保
 - ・国、県、市町村間及び医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - ・接種に関する市民への周知方法

表4 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- ③ 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を締結する等、市外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。
- ④ 市は、市民が速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所・接種の時期の周知、予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

4 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や効果、副反応のリスク、制度の仕組み等について、被接種者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&Aの提供など、双方向的な取組を進める。また、国や県から情報提供・共有された、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制、接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報や接種に係る差別等の防止について啓発を行い、市民等の理解促進を図る。

5 衛生部局以外の分野との連携

市は、円滑な接種体制を構築するため、平時から職員の動員調整や公民館等の公的な施設の活用などを想定し、関係部局との連携を図る。

また、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者も接種が受けられるよう、関係部局との連携を図る。

6 DX の推進

予防接種事務のデジタル化や標準化を進め、新型インフルエンザ等が発生し、ワクチン接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録の管理が行えるよう基盤整備を行う。

第2節 初動期

1 接種体制

（1）接種体制の準備

市は、国が特定接種又は住民接種の実施を見据えて整理した、接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

（2）早期の情報収集

市は、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を国及び県から収集する。

（3）接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

また、効率的な接種の観点から、県が広域的な接種の実施体制の構築について検討及び調整を行う場合、必要な協力を行う。

（4）ワクチンの接種に必要な資材

市は、表3に記載する資材について、適切に確保する。

2 特定接種

（1）特定接種

市は、医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

（2）住民接種

① 市は、接種を速やかに開始できるよう、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

② 市は、接種が円滑に行われるよう、医師会、近隣市町村、県、医療機関等と接種を実施する医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種を実施する医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、公民館、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議する。

③ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村又は都道府県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

- ④ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、運営要員の確保を進めるとともに、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

なお、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合、医療法に基づく診療所開設の許可等を受ける。

- ⑤ 市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者が接種会場に赴かないよう広報等を行い注意喚起する。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、医療機関及び接種者に対し、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ⑥ 接種会場での救急対応について、市は、被接種者にアナフィラキシーショック等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品について表3を参考に準備を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、適切な連携体制を確保する。

- ⑦ 市は、接種会場における感染性廃棄物の処理のため、廃棄物処理業者の選定を進める。

- ⑧ 接種会場における感染予防の観点から、接種経路の設定に当たって、市は、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保するとともに、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

1 ワクチン及び必要な資材の供給

- (1) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- (2) 市は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じ、国からの要請を受けた場合、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。

2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

(1) 特定接種

① 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国及び県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種

① 予防接種の準備

市は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

② 予防接種体制の構築

- ・市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ・市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

③ 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

④ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村又は都道府県の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

⑤ 接種記録の管理

市は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3 情報提供・共有

- (1) 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種状況、接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）、相談窓口（コールセンター等）の連絡先に加え、国が提供する予防接種に係る有効性・安全性に関する情報について市民への周知を行うとともに、接種に係る差別等の防止について啓発を行う。
- (2) 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を検討する。
- (3) パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

4 健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について、被接種者に対して適切な情報提供を行うとともに、申請の受付及び申請希望者からの相談対応を丁寧かつ適切に行う。

第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生時においては、県が定める予防計画及び保健所との役割分担・連携体制に基づき、市は保健所が実施する健康観察等に協力する。地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することにより、市民の生命及び健康の保護を図る。

第1節 準備期

1 人材の育成及び確保

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修・訓練等を積極的に活用し、人材の育成を図る。
- (2) 市は、平時から感染症対応が可能な専門職を含む人材の計画的な確保に努めるとともに、有事の際の保健体制を構築する。

2 連携体制の構築

- (1) 市は、平素から県や医師会等と意見交換や必要な調整等を通じて連携体制を構築する。

3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- (1) 市は、平素から感染症に関する基本的な情報や基本的な感染対策等の情報、発生時に取るべき行動・対策等について、市民に情報提供を行う。
- (2) 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、情報提供・共有に活用する。

第2節 初動期

1 有事体制への移行準備

- （1）市は、県からの応援派遣要請があった場合の対応について、人員の確保に向けた準備を進める。

2 情報提供・共有の開始

- （1）市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンターの設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

1 主な対応業務の実施

- （1）市は、県が実施する健康観察に協力する。
- （2）市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- （1）市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- （2）市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県と連携して、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

第6章 物資

感染症対策物資等は、有事において医療、検査等を円滑に実施するために不可欠なものである。そのため、市は感染症対策物資等の備蓄を推進し、必要な準備を適切に行うことにより、有事において必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

第1節 準備期

1 感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- (2) 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえ、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するとともに、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合は、国および県等と連携し必要な感染症対策物資等の確保に努める。

第3節 対応期

1 備蓄物資等の供給に関する相互協力

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、市町村、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材をお互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延防止策により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市は、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

第1節 準備期

1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな者、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

3 物資及び資材の備蓄

(1) 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節に規定する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(2) 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等を備蓄することを勧奨する。

4 生活支援を要する者への支援等の準備

(1) 高齢者や障害者等の要配慮者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立し、生活を維持することが困難になることが予測される。このため、日頃から関係部署、地域の様々な関係機関や関係団体等と連携して、支援が必要な要配慮者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築する。

(2) 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、

高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

第2節 初動期

1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は地域経済上重要な物資（以下「生活関連物資等」という。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

2 生活支援を要する者への支援

市は、高齢者、障害者等の要配慮者等に対し、必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡の対応のため、市民への対応、支援を行う準備をする。

3 遺体の火葬・安置

市は、国から県を通じて要請があった場合、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

1 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

（1）心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

（2）生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

（3）教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

（4）生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

（5）埋葬・火葬の特例等

① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

- ② 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるとして、特措法第 56 条の規定に基づく埋葬及び火葬の特例が設けられた場合、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

（１）事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

（２）市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

用 語 集

用 語	内 容
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	本市行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの

業務継続計画（BCP）	BCP は Business Continuity Plan の略。不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具

指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。本市県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの。ゾーニング 病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と汚染されていない区域（清潔区域）を区分けすること。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口

双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、県による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン
保健医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画

まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念
DX	Digital Transformation の略。ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。